

令和8年4月に自転車の青切符制度※が始まります！

※正式名称：交通反則通告制度

【どんな制度？】

比較的軽微な交通違反については反則金を納付すれば刑事処罰が科されない制度。

16歳以上に適用され、113種類の交通違反が対象となる。

これまでは悪質な違反行為のみが取り締まりの対象となり（いわゆる赤切符制度）

比較的軽微な違反は指導・警告で済んでいたが、今後は青切符制度による取り締まりの対象となる。

主な
違反

交通違反の種類	反則金の額(案)
ながら運転	12,000円
遮断踏切立ち入り	7,000円
信号無視	6,000円
逆走・歩道を通行	6,000円
一時不停止	5,000円
ブレーキなど不良	5,000円
傘さし・イヤホン運転	5,000円
並走	3,000円



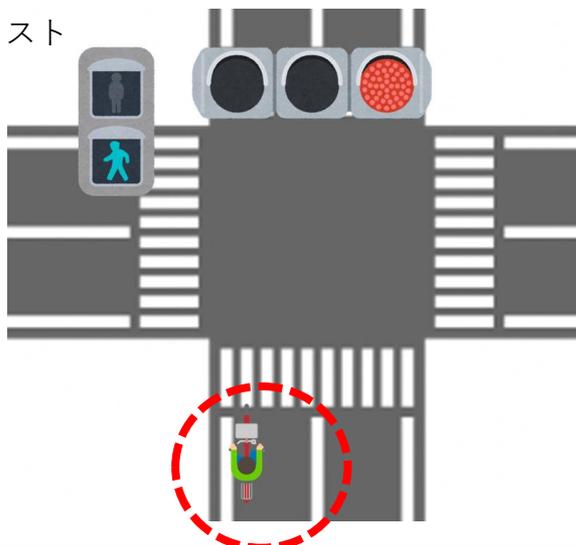
スマホを見ながら運転すると、青切符制度の対象となって12,000円も反則金を払わなきゃならない可能性があるんだね。

- これまで以上にルールを順守をお願いします
- なにより違反は重大な交通事故につながります
- ルールを守って身の周りの人、そして自分自身の安全を守りましょう

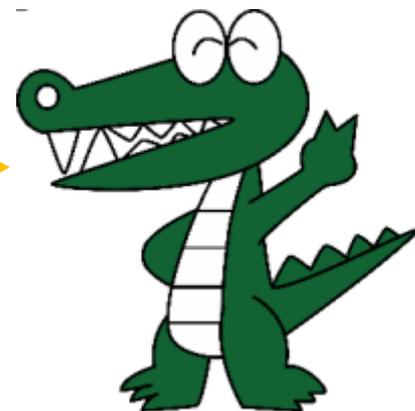
(○×クイズ) 交通ルール、いくつ知っていますか？

No	問題
1	歩道に歩行者がない場合、自転車は運転者の年齢や道路標識等の有無、道路の状況にかかわらず、 歩道を通行 することができる。
2	イラスト(※)の状態のとき、自転車は進んでよい。
3	夜間、自転車で商店街等の明るいところを走行する場合は ライト を点けなくてもよい。
4	飲酒運転 は車やバイクには罰則があるが、自転車には罰則はない。
5	自転車ヘルメットの着用 は年齢にかかわらず、すべての自転車利用者の努力義務となっている。
6	歩車分離式信号 のある交差点で車両用信号機がすべて赤で歩行者用信号機がすべて青のときは、自転車は 斜め横断 してもよい。
7	自転車で車道を走行中に前方の 車両用信号機が赤のとき は直進することはできないが、左折することはできる。
8	横断歩道に歩行者がないときは、自転車に乗ったままで 横断歩道を通行 してもよい。
9	「止まれ」の標識 がある場合、車とバイクは停止線で一時停止しなければならないが、自転車は一時停止しなくてもよい。
10	自転車で、 車道の右側を通行 した場合でも違反にならない。

(※) イラスト



考えてみてね♪
答えとポイント解説は
次のページから！



(○×クイズ) 答え

No	問題	答え
1	歩道に歩行者がない場合、自転車は運転者の年齢や道路標識等の有無、道路の状況にかかわらず、 歩道を通行 することができる。	×
2	イラスト(※)の状態のとき、自転車は進んでよい。	×
3	夜間、自転車で商店街等の明るいところを走行する場合は ライト を点けなくてもよい。	×
4	飲酒運転 は車やバイクには罰則があるが、自転車には罰則はない。	×
5	自転車ヘルメットの着用 は年齢にかかわらず、すべての自転車利用者の努力義務となっている。	○
6	歩車分離式信号 のある交差点で車両用信号機がすべて赤で歩行者用信号機がすべて青のときは、自転車は 斜め横断 してもよい。	×
7	自転車で車道を走行中に前方の 車両用信号機が赤のとき は直進することはできないが、左折することはできる。	×
8	横断歩道に歩行者がないときは、自転車に乗ったままで 横断歩道を通行 してもよい。	○
9	「止まれ」の標識 がある場合、車とバイクは停止線で一時停止しなければならないが、自転車は一時停止しなくてもよい。	×
10	自転車で、 車道の右側を通行 した場合でも違反にならない。	×

何問わかったかな？
周りの人にも教えて
あげてね。



ワンポイント解説 ～通行する場所と信号の見方～

走行する場所や「歩行者・自転車専用」の表示の有無によって従うべき信号が変わります。ただし、**原則として自転車は車道を走行します。**

車道を走行する場合

車両用信号機（三灯式） に従って通行します。

ただし「自転車・歩行者専用」の表示がある場合は歩行者用信号機に従って通行します。

歩道を走行する場合

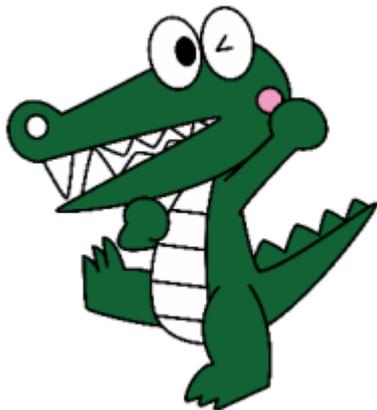
歩行者用信号機（二灯式） に従って通行します。

例外として歩道を走行できる場合

- ① 「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき
- ② 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者
- ③ 身体の不自由な人
- ④ 工事や路上駐車がある等で車道を安全に通行できないとき

自転車安全利用五則を覚えよう

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



ルールに迷ったときは
自転車安全利用五則を
思い出してね！

【問い合わせ先】

豊中市役所
都市基盤部交通政策課

〒561-8501
豊中市中桜塚3丁目1号1番
TEL：06-6858-2534